

建設業における仮設機材に起因する

死亡災害発生状況（13）～平成25年発生の仮設機材に関する死亡災害～

一般社団法人 仮設工業会 事務局

はじめに

本会の会報において平成25年10月号から下記のとおり建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況を掲載しています。

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 平成25年10月号・災害の概要 | (7) 平成26年7月号・平成24年死亡災害 |
| (2) 平成26年1月号・平成22年・機材センター | (8) 平成26年10月号・平成23年・機材センター |
| (3) 平成26年2月号・平成22年・脚立 | (9) 平成26年12月号・平成23年・枠組足場 |
| (4) 平成26年3月号・平成22年・梯子 | (10) 平成27年1月号・平成23年・移動式足場 |
| (5) 平成26年4月号・平成22年・つり足場 | (11) 平成27年2月号・平成23年・支保工 |
| (6) 平成26年5月号・平成22年・移動式足場 | (12) 平成27年3月号・平成23年・アルミニウム合金製可搬式作業台・高所作業台 |

今回は、平成25年における仮設機材に関係すると考えられる死亡事故を、厚生労働省のデータベースから仮設工業会事務局において取りまとめたものです。なお、災害発生事例を参考にして、仮設機材に関する災害防止や教育等にご活用ください。

仮設機材に関係すると考えられる事例

① メーカー関係（仮設メーカーに参考となると思われる事例を含む。）

No.	死亡災害発生状況（平成25年）
1	被災者は、作業員2名で、鋼管（長さ約18m、重量約6t）を搬送ライン機械によって移動させ、刻印を打つ作業を行っていた。刻印操作盤（A端側）のロックを被災者が解除し、その合図を受けた同僚が自動印字ライン操作盤のロックを解除してキッカー（はね上げ装置）を作動させて鋼管を転がしたところ、鋼管の前方にいた被災者が鋼管端部に接触し、うつ伏せに倒れ鋼管に轢かれ、胸部圧迫に伴う心破裂により死亡した。
2	事業場内において、80トンクランクプレスを使用し直径約32mm、長さ約134mmの鋼製パイプに穴あけを行っていたところ、材料にプレス金型の上型が引っかかりその反動で金型が破損し、破損した金型の一部が被災者の腹部に当たった。
3	被災者は、400トンプレス機の製品段取り作業【コイル（重量：550Kg）を段取り用コイルカーに載せる作業】を行っていたところ、コイルカーの下ピット内に鳩がもぐり込んでしまい、ピット内に被災者が入り鳩を捕まえようとしたところ、狭くて屈めず、コイルカーを他の作業員が動かしたところ、アンコイラー（コイル固定用心棒）とコイルの中心があつていなかったため接触し、コイルが倒れ被災者頭蓋部に激突し死亡した。

② 機材センター関係（機材センターに参考となると思われる事例を含む。）

No.	死亡災害発生状況（平成25年）
1	型枠材の積込搬出作業において、パイプサポート24本をチェーンで束ねたものをクローラクレーンにて10tトラックの荷台に積み込んだ後、積荷のバランスが悪いので、被災者が荷台に乗ってパイプサポートの束を押していたところ、荷崩れし、被災者とパイプサポートの束が荷台から落ち、被災者はパイプサポートの束の下敷きになった。

2	建設現場で解体された足場板を小型移動式クレーン付きトラックに積み、足場材の所有者の倉庫まで運搬していた。荷崩れを発見した運転手が道路脇にトラックを止め、荷崩れを直していたところ、足場板(計50枚を番線で結束したもの)が落下し、運転手がその下敷きとなった(足場板1枚の重量12.5kg)。
3	被災者は、荷積みホームで荷を被災者が運転する車両(4トントラック)に積んだ後、何らかの理由で当該車両と荷積みホームの間にいたところ、当該車両がホーム側に逸走し、車両と荷積みホームの間に挟まれた。災害発生後の状況から、災害発生時、車両はエンジンを切り、ギアはニュートラルの位置で、制動装置(サイドブレーキ)は引いてあった(かけてあった)状態であった。また、車止めは使用していなかった。
4	被災者は、トラック(最大積載荷重2.5トン)に荷を積み込んでいたところ、トラックが無人のまま前方に動き出したため、被災者がトラックの前から腕で押して止めようとしたが、トラックと金属製のラックの間に挟まれた。
5	被災者は、事業所構内において運転してきたトラックから降り、一旦、構内入口の守衛所に向かおうとしたところ、停車させていたトラックが動き出した。被災者は、走ってトラック前方に回り人力で停車させようとしたが、トラックはそのまま前方に停車していた別のトラックの側面に衝突し、被災者もそのトラック間に頭部を挟まれ、頭蓋骨陥没により死亡した。
6	傾斜部(8度)を走行中のフォークリフトが転倒し、運転者が運転席から投げ出され、ヘッドガード部に胸部を挟まれた。

③ 枠組足場関係

No.	死亡災害発生状況(平成25年)
1	RC造2階建て建築物の改修工事現場において枠組足場の解体作業中、足場5層目より7メートル下方の地上に墜落した。被災者は、建枠の横架材上に仮置きした長さ6.8メートルの頭つなぎ用単管を地上に下すため、同単管の端部を持ちながら作業床(幅50cm)上を後退していたところ、足場の端部を越え墜落した。尚、被災者は、安全帯を着用していなかった。
2	解体工事にて、天井部をピックではつり解体のため枠組足場1層設置し当該足場上で作業していたところ、1.7メートル下のコンクリート土間に転落し、頭部を強打した。
3	被災者は、建築物外部の鋼構造物の外周にコの字型に設置した塗装用枠組足場(8段)の解体作業を行っていた。枠組足場上部から解体を始め、地上から3段目の足場上で作業を行っていた。コの字型に配置した枠組足場を固定するために水平に取付けられていた繋ぎの足場用単管(長さ5m)の直交クランプを外し終えた際、足場上(高さ5.6m)から地上に墜落した。
4	工場の塗装等工事において、外部足場を解体中、足場材(ビテイ枠35本、約400kg)を積み重ねて番線で縛ったものを車両積載型移動式クレーン(2.93t)にてつり上げたところ、足場材が落下し、下にいた被災者が下敷きになった。
5	被災者は、東面・南面の枠組足場11層目を組立てるため、ウインチで荷揚げされた足場材の運搬と組立て作業を行っていた。運搬のため足場(作業床幅50cm)を往来していた際、壁つなぎ用アンカーの打設作業を行っていた他の作業者の背後を通過しようとし、足場上から墜落・転落した(墜落高さ19m)。
6	マンション大規模修繕工事において、外部足場(枠組足場)の解体作業中の鳶工が、当該足場の11層目の布板を取り外した後、10層目床から17m下の植栽へ墜落した。尚、現認者はおらず、バランスを崩して墜落したものと推測される。また、プレス、下さんは先行して取り外されていた。親綱は設置されており、安全帯も着用していたが、使用していなかった。
7	被災者は、足場の9段目(高さ約14m)で、10段目にいた2名の作業者が足場板の隙間から降ろした下さんの受け取り作業を行っていた。下さんの受け取り作業が終わった後、被災者は地上へ墜落した。尚、被災者が作業していた箇所はメッシュシートや下さんがなく、その階下に朝顔が設置されていなかった。
8	被災者は、解体工事現場の外部養生用枠組足場を解体作業中、地上約17mの足場板上から、取り外した枠組足場の交差筋交いと共に墜落した。

④ 単管足場・くさび緊結式足場関係

No.	死亡災害発生状況 (平成 25 年)
1	被災者は、民家の庭先から解体後の足場部材(単管等)を路上に停車していた3トントラック荷台に積み込んでいた。単管は荷台上にて12~24本を1束として番線で緊結し、積み重ねていたが、何らかの理由により単管の束3束(約743kg)が崩れ、別部材を取ろうと荷台を背に屈んでいた被災者を直撃した。
2	木造2階建て家屋の新築工事において、労働者2名で、建物の外側に石膏ボードを打ちつけるため、被災者が高さ2.3メートルの単管足場1段目の足場板から足場2段目の労働者に石膏ボードを渡していたところ、足場から墜落し、死亡した。尚、被災者が作業していた足場を含め、足場全体において、外側には手すりが高さ85センチメートルの位置にあったものの中さんはなく、内側(躯体側)に手すり等は一切設けられていなかった。
3	松の剪定用の単管足場の組立作業中に、足場上から塀の外側の4.1m下の道路上へ墜落して死亡した。尚、単管足場(最上部の水平材まで)の高さは2.76mで、地表から足場板までの高さは1.95mであった。
4	被災者は、足場設置作業中に高さ約5.7メートルの設置中の足場上から墜落した。尚、災害発生時、被災者はブラケット上で地上からの足場資材の受け渡し作業を行っていた。また、作業場所は、幅25センチメートルのブラケット上であった。
5	養生単管の解体作業中、同僚作業者が解体した長さ6メートル、重さ約20キログラム(クランプ含む)の単管を被災者がステージ上で取り込もうとしたところ、バランスを崩して、高さ90センチメートルの手すりを乗り越え、当該単管とともに16メートル直下に墜落した。
6	被災者は、建物10階付近の一侧ブラケット足場を移動中、25メートルの高さから中庭に墜落した。
7	倉庫解体撤去工事現場において、飛散防止用のための養生シートを建物外周の単管足場に取り付ける作業を、被災者は上部、同僚は下部に分かれて行っていた。被災者は、上部のシートを取り付け終了後、スレート屋根上で使用しなかったシートを片付けていたところ、明かり採り用のアクリル製の波板を踏み抜き、約4.3m下のコンクリート土間に墜落した。
8	建物新築工事に使用した単管ブラケット足場(建地2本)の解体作業を行うにあたり、被災者は第1層目の作業床(高さ1.86メートル)上から第2層目の作業床を取り外そうとしていたところ、バランスを崩し墜落した。
9	被災者は、屋上に設置されている看板を塗装するための準備作業としてコーキング剤による修繕を行うため、コーキング剤等を入れた段ボール箱を持ち、昇降設備も中さんもない単管足場の作業場所へ移動中若しくは作業準備中、足場より約13メートル下の地面へ墜落した。
10	2階建木造建築家屋新築工事において、1階の外壁に代表者と二人で防湿シートを張る作業を行っていた際、ブラケット足場の1段目(地上からの高さ145センチメートル)の作業床から墜落した。
11	被災者は、溶接作業者に溶接棒を渡すため、足場(単管張出足場)上を溶接棒数十本入りの一斗缶を持って移動中、躯体と足場板の間26cmの隙間から墜落、約24m下の地面に激突した。尚、発生場所付近は作業床の幅76cmの箇所であった。

⑤ つり足場関係

No.	死亡災害発生状況 (平成 25 年)
1	被災者は、橋の補修工事現場において、橋の地覆コンクリートを解体する(斫る)作業を行っていたところ、橋の側面に沿って設置したつり足場が全長(約94m)にわたり崩れ、約8m下へ墜落した。
2	被災者は、パネル式吊り足場の設置作業中、パネル足場板(長さ1.32m、幅66cm。片端はチェーンで吊り下げ、もう片端は鉄骨橋桁に2個の鉄骨クランプで挟み込み固定されていた。)上で、足場板から橋の高欄下までの高さをコンベックスで測っていたところ、鉄骨クランプ1個が鉄骨橋桁から外れ、乗っていた足場板が回転しバランスを崩し、15m下のダム湖に墜落し溺死した(水深3m程度)。

⑥ 移動式足場(ローリングタワー)

No.	死亡災害発生状況(平成25年)
1	被災者が、一人で、倉庫2階ローリングタワー上(地上からの高さ7.8メートル)において、荷物用エレベータ設置のための鉄骨枠組み作業として鉄骨部材を取り付けようとしたところ、2階床部はエレベータ設置のため開口部となっていたため、1階まで墜落し、頭部等を打って死亡した。
2	FRP製タンクの製造業務において、高さ3.9mのローリング足場上で天板の加工作業を一人で行っていた被災者は、タンクと足場の間から墜落した。
3	店舗にソーラーパネルを設置するため、事業主及び労働者2名の計3名にて、同工事に使用するための移動式足場(ローリングタワー)を組み立てていたところ、高さ5.2mの作業床から地上に墜落した。尚、作業時、安全帯は着用していたが使用していなかった。
4	高さ180センチメートルのローリングタワー上にて、鉄骨継手部分のボルト付け作業を行っていた被災者は、作業場所から移動中、ローリングタワーの端部または昇降部から墜落した。
5	農業倉庫新築工事現場内、くさび緊結式の移動式足場上で、本筋交いに耐震金物の仮止めを終了した後、当該移動式足場から外部足場に乗り移ろうとした際、移動式足場が当初の位置からずれ、2.8mの高さから、移動式足場と外部足場の間に墜落した。

⑦ 脚立・アルミニウム合金製可搬式作業台・架台関係

No.	死亡災害発生状況(平成25年)
1	被災者と同僚の2名で、ビル2階の屋上に設置している空調室外機にビニールシートを掛ける作業中、4.8メートル下の1階屋上部分に墜落した。被災者は、幅10センチメートルの金属製の架台に乗って作業をしていた。また、ヘルメット、安全帯は着用していなかった。
2	被災者は、売り場にて脚立(高さ1.98m)を設置し、上段で何らかの作業をしていたところ、転落し、頭を打った。尚、保護帽は使用していなかった。
3	高さ約2.8mの位置にある店舗内の窓(縦180cm×横78cm)の拭き掃除をしている最中、脚立から墜落した。
4	被災者は、脚立に上りのこぎりを使用して、桜の木の枝を途中まで切ったところ、切ろうとした枝が折れた反動で上っていた脚立に激突し、脚立が倒れたため、約2メートルの高さから地面に墜落した。
5	作業現場の近くを通った第三者が、路上に倒れている意識のない状態の被災者を発見し、救急車を要請。病院にて経過を見ていたが、後日死亡した。被災者の作業は、電柱に街灯を設置する作業であり、電柱への昇降設備として脚立を伸ばした状態で、下方を電柱に固定し使用している。単独作業であり被災時の状況を確認した者はいないが、作業中に高所より墜落(額を裂傷、顎を骨折、)したと推測される。
6	被災者は、夜間に工場内の機械の監視業務を行っていた。被災者は一人で1階で作業していたが、製品が詰まった為機械を停止した上で解消しようと脚立に上がり作業中、エアーで上下「く」の字に駆動するアームが製品の重みで下向きで停止していたが、被災者が製品を動かした為軽くなり残存するエアーでアームが上に動き、製品が被災者側にきて製品と機械のパイプに胸を挟まれた。
7	被災者は、共同住宅の新築工事において、脚立上で内装工事を従事していたところ、脚立高さ1.4メートルから転落し、頭部を強打し死亡した。
8	事業場内で製品であるコンベアフレームを製作中、被災者は、作業台から高さ約1.6mの場所にあるコンベアフレーム上部に穴を開けるため、脚立を使い約1.6mのコンベアフレーム上部に足をかけたところ、コンベアフレームが傾き、転落した。
9	被災者は、イベント用の仮設舞台の設置に伴い、パネルとパネルの継目にクロスを貼る仕上げ作業を行っていた。最後のパネルの端部にクロス貼りをしようとして、被災者は右手に折りたたんだクロス(幅40cm、長さ3mのクロスを折りたたんだもの)を持って脚立に上り、体の向きを変えようとしたところ、脚立がぐらつき、バランスを崩し墜落した。

10	被災者は、高さ2.4メートルの脚立を用いて、高さ1.7メートルの踏板に乗り、高さ3.3メートルの天井付近に固定されていた排水管を切断し、取り外す作業に従事していた。固定されていた金具から取り外した排水管を床面におろすため、踏板を一段おりた際、足を踏み外し、この排水管を抱きかかえるような姿勢で約1.4メートル墜落した。
11	建物の新築工事において、被災者は、可搬式作業台(高さ約1.8m)を使用して2階躯体の下り壁の補修作業を行っていたところ、バランスを崩し可搬式作業台が倒れ、コンクリート床面に墜落し、倒れているところを同僚に発見された。尚、被災者のそばには保護帽が落ちていた。被災者は病院に搬送されたが、死亡した。
12	ビール箱(350ml缶×24本入り)売り場にビール箱を補充するため、被災者は、前日から13段積んであったビール箱のすぐ横で、脚立に乗りビール箱を補充しようとしたところ、13段の横に10段積んである空箱にビール箱を落とし、その衝撃で13段のビール箱が被災者に崩れてきたため脚立と共に倒れ後頭部を床に打ち、死亡した。
13	旅館の大浴場脱衣所にて、同僚と二人で天井裏にある換気扇を清掃作業中、同僚が天井裏へ脚立で昇り、取り外したフィルターを被災者に手渡し、被災者はそれを掃除して、再び、脚立に昇って天井裏に置いたあと、何らかの事由によりバランスを崩して脚立とともに床面へ墜落して頭部を強打し、病院へ搬送されたものの死亡した。
14	被災者は、マンションの6階外廊下において、脚立を使用して高所にある蛍光灯を取替作業中、脚立が外向きに倒れ、手摺を越えて1階敷地内の廊下へ墜落したものと推測される。
15	事業主資材置き場において、集合住宅修繕工事に使用する資材を棚から取り出そうとしたところ、脚立(高さ約90cm)から転落した。転落の際、被っていた保護帽が脱げて頭部を強打した。
16	被災者は、店舗内において、脚立上で飲料品陳列棚への商品の補充作業を行っていたところ、右足の踏み位置を変えた際、足を踏み外してバランスを崩し、床面に墜落した。

⑧ はしご関係(樹木等の伐採・剪定作業を除く。)

No.	死亡災害発生状況(平成25年)
1	被災者は、一般住宅の屋根(傾斜角度45度)の張り替え作業を行っており、屋根上に設置したはしご(木製)を降りていたところ、「雪止めストッパー」1個で屋根に固定していたはしごが、雪止めストッパーとともに屋根から外れたことにより地面に墜落した。尚、被災者は安全帯を使用せず、保護帽も着用していなかった。
2	被災者は、パークゴルフ場クラブハウス内のロフト部分(高さ2.67m)に上って窓ふき作業をするため、はしご(脚立をはしご状に伸ばしたもの)をかけて準備をしていた。その後、受付の労働者が外から当該建物内に戻ってきた際、はしごのそばに倒れている被災者を発見した。被災者は、救急車により病院へ搬送されたが死亡した。尚、被災者は単独で作業を行っており目撃者はいない。また、保護帽は未着用であった。
3	破れたシートハウスの天井部分にトタン屋根を設置する作業において、三脚梯子を上り、屋根の上の作業者に釘を手渡した後、手渡した位置である三脚梯子の8段目付近(高さ2.4m)からそのまま後ろ向きにコンクリート地面に墜落した。
4	既存の木造2階建住宅の屋根塗装補修作業において、軒高約3.1mの屋根へ片手に塗料缶をもち、梯子を昇降中に墜落した。
5	平屋住宅の屋根瓦葺替工事において、荷(瓦)揚機のはしごを使って屋根に上がろうとしたところ、はしごから屋根に移る際、約3.5m下の砂利敷の地面に墜落した。尚、ヘルメットは未着用であった。
6	被災者は、当該施設内の盆踊り大会の片づけのため、街灯に取り付けられた提灯を三脚の梯子を掛け、天板付近に乗り撤去する作業を行っていた。その際、取り外した提灯の重みでバランスを崩し、梯子ごと約3m下の地面に転落した。
7	配管工事において、高さ4.5mの作業床に上がるため、アルミ製はしごを登っていたと思われる被災者が、頭部を負傷してはしごの脚部に倒れているところ発見され、脳挫傷により死亡した。
8	被災者は、建屋の耐震補強工事において、既設の梁に取り付ける補強材の位置確認、修正作業中、はしご上から約13m下に墜落した。尚、被災者は、安全帯を着用し、親綱に掛けていたが、墜落時に親綱(ワイヤーロープ)自体が切断した。

9	配電工事現場において、電柱から事務所に電線を引き込む準備を行なうため、被災者は建物壁面に移動はしごを据え付け、高さ約6.7mの取付金具へ向かい上り始めていた。そのことに作業責任者が気づき、はしごの転位を防止するため、片足ではしごを支えながら電話中、突然はしごが転位を始めたので両手で支えたものの、被災者が地面に墜落した。
10	被災者を含む労働者3名が、事業場の溶接実習室前の敷地に駐車したバスの屋根に滑り止めストッパー付の二連式移動はしご(以下「移動はしご」という。)を立て掛けて、補修した換気扇カバーを取り付ける作業を行っていたところ、移動はしごを降る際、上端から4つ目の「踏みさん」の箇所、被災者が足を滑らせ、2.6メートル下の敷地内アスファルト床面に墜落した。
11	処理施設棟の屋根上に溜まった落ち葉を除去するため、建屋南側にある生物脱臭装置のステージ上(高さ3.1m)から建屋の屋根上(屋根の高さ5.5m)に登る際、掛け渡したはしご(長さ3.6m)から、誤って墜落した。
12	被災者は、材料を取りに中2階へ行くため、はしごをかけて昇ろうとしていた。その直後、大きな物音がしたので同僚が駆けつけると、被災者ははしごとともに床に倒れていた。尚、現認した者はおらず、被災者がはしごのどの位置まで登っていたかは不明である。
13	終電終了後、脚立を開き移動はしごとして使用し、はしご上で信号点検作業を実施していた被災者は、脚立から転落し、線路上に倒れているところを発見された。
14	被災者は、はしごに昇りエアコンの室外機を取り外す作業を行っていた際、室外機を地面に落とそうと室外機を動かそうとしたところ、室外機が全く動かなかったため、室外機を強引に動かそうと強い力を加えた。その反動でバランスを崩し、はしごから約2メートル墜落した。
15	屋根の雨漏りの確認のため、高さ2.5mの梯子を昇降中、転落し搬送先病院で心臓破裂にて死亡した。尚、被災者が転落したのは、地上から約1.2mの位置からである。また、一昨日の雨で災害発生現場となった庭はぬかるんでいた。
16	施設駐車場に生えている立木の枝が、駐車場に入場して来る車両の支障となるため、枝打ち作業を行っていた。被災者は、はしごを施設の案内看板(高さ4m)に立てかけ、はしご上において作業を行っていたところ、案内看板がはしごの支点となり、シーソーのように動きはしごは案内看板を飛び越え逆さまの状態となり、被災者ははしごから落下し顔面を打ち付けた。

⑨ 熱中症等(熱中症27件の事例のうち、建設業に関係するものを掲載。)

No.	死亡災害発生状況(平成25年)
1	被災者は、木造家屋新築工事現場において、給排水管の敷設工事を行っていた。その後、熱中症と思われる症状により、現場内に倒れているところを発見された。
2	一般家屋の解体工事において、解体工事で発生した廃材の搬出作業を作業員6名で行っていた。休憩を終えたところで、1名の足がふらつくの現場責任者が認め、様子を伺ったうえで現場内の木陰で再度休憩を取らせた。当該作業が終わり、当該作業員を含め3名がトラックにて会社へ向け現場を出た。その途中、容体が悪くなり搬送されたが、熱中症による多臓器不全にて死亡した。
3	被災者は、集合住宅新築工事現場作業に係る交通誘導を行っていたが、交通誘導業務の途中で現場を離れ、そのまま行方不明になり、後日現場から約300メートル離れたマンション敷地内において遺体で発見された。行政解剖の結果、死因は熱中症と判断された。
4	墓地のリフォーム作業中(玉砂利部分を石貼りに変更する工事)の、石貼り作業に従事していた被災者が石柵にもたれ込んでいるのを工事担当者が発見し、病院へ搬送されたが熱中症により死亡した。
5	被災者は、携帯基地局の建設現場において基礎コンクリート部分の配筋作業を行っていた。作業を終え地上へ梯子で昇ってきた直後、体調不良を訴え座り込んでしまった。熱中症と思われたため同僚が水と塩分を与え、現場監督が氷を買いに行ったが、現場監督が戻ってきたときには痙攣を起こしており、病院へ搬送されたが死亡した。
6	被災者は、前日は風邪で欠勤したが、当日は通常通り出勤し、体調にも特に問題ない様子で作業を行っていた。残業に入り、その時点でも異常は見られなかったが、その後体調不良を訴え(自力で)休憩スペースに移動した。ほどなく上席者が様子を見に行ったところ、倒れている被災者を見つけた。尚、死因は熱中症と判断された。

7	被災者は、焼鈍炉の補修作業を行うために炉内に入った。その後、炉の入口より約18メートルの地点において、台車の上で熱中症により倒れている被災者が発見された。
8	被災者は、太陽光発電設備設置工事において、他の下請け事業場を含む作業者6人1組により屋外に設置された太陽光パネルの取り付け状況の確認作業を行っていたところ、体調不良を起こし、救急搬送され治療を受けていたが、熱中症(熱射病)により死亡した。
9	河川地震高潮対策地質調査にかかるボーリング作業を、事業者と被災者の2名で行っていた。被災者は、事業者が操作するボーリングマシンのロッドの接続などの補助作業を行っていたが、作業中に倒れ込み、大量に汗をかき、呼びかけにも応じなかったため、すぐに救急搬送したが、熱中症により死亡した。
10	被災者は、荷揚場改修工事現場で型枠の組み立て作業を行っていたが、体調が悪くなり、同僚が自宅に搬送するも意識がなくなり、病院に搬送されるも熱中症により死亡が確認された。尚、現場は海岸沿いの採石場跡地であり、当日の天候は晴れ、最高気温は33.5度であった。
11	被災者は、同僚1名と戸建て住宅の風呂の解体作業をしていたところ、吐き気、ふらつくなどの症状が出たため、椅子に座って休憩していたが、椅子からずり落ちたため、同僚が救急車を要請、病院に搬送されたものの、熱中症により死亡した。

⑩ その他関係(足場の種類が不明なものを含む。)

No.	死亡災害発生状況(平成25年)
1	被災者は、現場工区内の埋戻し作業を行っていた。支持物の最下層の脚部補強材を復旧する作業中に、支持物の構成材である単管が折れ、倒壊した降雪用仮屋根(30m×28mの範囲)の下敷きとなった。
2	被災者は、個人住宅の屋根改修工事現場において、嵩上げた屋根部にトタン板を取付ける作業に従事していたところ、屋根の端から約7.3m下の地面へ墜落した。目撃者はいないが、被災者は、下屋又は張出し足場へ墜落し、さらに地面(隣の敷地)まで墜落したものと推測される。尚、保護帽、安全带は着用していた。
3	塗装のための準備作業を一人で行っていたところ、足場から墜落した。尚、被災者は保護帽、安全带及び安全靴を着用していなかった。
4	寺の新築工事現場において、本堂の屋根下地への銅板貼付け作業をしていた被災者は、高さ5mの足場床面から地面に墜落した。
5	函渠の建設工事にて、型枠解体工が作業床の端から墜落した。インターチェンジ工事の函渠にて発生。被災者は、支保工にて設置された作業床において、函渠の天井のケレン作業中に、高さ8.5mの作業床の端から墜落した。尚、当該現場はハイパーシステムと呼ばれる支保工を使用しており、水平材はカップロックにて固定する形式である。
6	ベルトコンベア(建屋屋上に設置されている)の点検用作業床を修理する工事において、被災者は残材を取りに行くため点検台周囲に設けられた足場板の上を歩いていたところ、足を乗せた板が結束されておらず、板と共に約22m下の地上に墜落した。
7	木造2階建新築工事。荷上げ機のレール(梯子)の盛り替えを手伝いに南側の足場に行くため、被災者は北側の屋根から東側の足場に移り、段々になった東側の足場を通っていたところ、足場の南東角辺りでバランスを崩し、足場の南東角の端から墜落し4.4メートル下の地面に落下した。
8	ビルの窓ガラス清掃を行うため、ブランコ型の板にのり、5階付近で作業を行っていた、ブランコごと地上に墜落した。尚、ブランコのメインロープ、補助ロープとも屋上にある柵の控え部の根元に、それぞれ固定されていたが、重さに耐えきれず、控えの根元ごと外れたことにより、ロープも外れ、墜落に至った。
9	被災者は、木造2階建て一般住宅の建築工事現場において、高さ約5mの2階はきだし窓部分から地上まで墜落した。尚、落ちた個所は足場と躯体の間であり、窓と外部足場の間隔は約50cmであった。また、災害発生時目撃している者がいないため墜落時の作業内容等、状況は不明である。
10	マンションの大規模修繕工事現場において足場の解体作業中、地上15階で足場材を受渡した後、足場を移動していた鳶職が、足場の外部から地上に約42メートル墜落した。

11	被災者は、民家を解体して立て直す工事において、民家の2階部分の解体作業を行っている際、解体現場を覆う養生シートの骨組を解体しようとして、約5メートルの高さから地面に墜落した。
12	放散塔(煙突状のもの)の補修工事において、被災者は内部の補強のためにゴンドラに乗り、アーク溶接機を使用してプレートの溶接を行っていたところ、アークの火花が安全帯のショックアブソーバーに引火して着衣に燃え広がり、これに慌てた被災者がゴンドラから約40メートル墜落した。
13	被災者は、外管に内管を差し込んだ状態のパイプサポート32本をワイヤロープ2本で玉掛けし、タワークレーンでつり上げていたところ、地上から高さ15メートルぐらいの位置で、32本のうち半数の内管が外管から抜け、そのまま地上に落下し、つっていた荷の直下若しくはその付近を通行していた被災者の頭に直撃した。尚、被災者は休憩中であつたため、ヘルメットは着用していなかった。
14	焼却炉に設置した廃熱ボイラーの水管に付着した灰をサンドブラストで取り除く作業にて、被災者は、炉内から外に出るために足場を移動していたところ、足場昇降用のタラップの開口から約3メートル下に墜落し、下部に設置された灰を搬出するためのスクリュウコンベアに巻き込まれた。
15	4階建アパート屋上の防水工事を行っていたところ、被災者が屋上のパラペットを越え12m墜落し、死亡した。尚、屋上には高さ32cmのパラペットがあるだけで、足場、手すり、親綱等はなかった。また、被災者は工具を入れるため安全帯を着用していたが、保護帽は被っていないかった。
16	2階建て木造家屋新築工事現場において、高さ約5メートルの足場上で屋根に防水シートを貼り付ける作業をしていたところ、地面に墜落して死亡した。
17	航空機主翼の構造部材固定用に取付られたファスナー(鉚)の検査をしていた際、作業床の端部から2.7m下の床面へ墜落した。尚、当該作業床は主翼への工作、検査のために設置された専用足場にかかるもので、開閉式手摺りが設置されていたものの、所定位置にセットされていなかった。また、被災者は、安全帯、保護帽をいずれも使用していなかった。
18	橋梁上部工工事において、被災者を含む5名は桁上架設通路の設置作業を行っていた。被災者は、架設通路の設置途中である手すりが片方のみ取り付けられた足場板上を通り、単管仮置き場へ移動した際、高さ13mの作業床端の開口部より墜落した。
19	2階建て個人住宅の屋根瓦の塗装作業のため、外部足場から2階屋根に登ったところ、当該屋根から約2.7メートル下のベランダに墜落した。
20	集合住宅修繕工事において中庭の足場組み立て中、被災者は、12層目の足場上で定格荷重150キログラムのウインチでつり上げられた足場の資材を取りこむ作業を行っていたところ、墜落した。尚、墜落瞬間の目撃者はいないが、被災者がウインチでつり上げられた荷にぶら下がっているのを、ウインチを操作していた者(作業主任者)が目撃している。
21	解体工事現場で使用した足場用の丸太33本の束(約330kg)を、ドラグショベルのバケット背部のフックにワイヤロープを掛けて吊り上げトラックに積み込む作業中の事故。被災者は、介錯のため丸太束の先端に手を添えて支えながらトラック荷台に上がろうとトラック運転席付近に足を掛けた際、バランスを崩して地面に墜落。同時に吊っていたワイヤロープがフックから外れ、丸太の束が仰向けに倒れた被災者の胸部に落下した。
22	建物解体工事現場で、全高11.2メートルの防音囲い(単管を格子状に組み立てたもの)に上り、ロープを用いて防音シートを地上から引っ張り上げる作業を行っていた被災者は、ロープを取り付けた防音シート端部の取っ手(ロープをくり付けるための布製の輪)が切れたためバランスを崩し、高さ9.6メートルから墜落した。
23	2階建ての木造家屋において屋根の修繕工事をしていた被災者は、高さ4mの箇所(足場作業床)から墜落し死亡した。尚、被災者は老朽化した屋根瓦の修繕を行うため足場に昇り、2階屋根瓦の風化した練り土を取り除く作業を行っていたところ足を滑らせ、手すりが欠落している隙間をすり抜け1階屋根の瓦へ転げ、更に1段目足場へ転落後、地上へ墜落したと推測される。
24	民家の防水工事現場において、作業の段取りのため道具を取りに行くため2階ベランダから地上に降りる際、架設通路として使用していた鋼管足場の歩み板上から約5.2m下の地面に転落した。
25	建物の改築工事現場において、地上から6.4mの高さの足場上で、躯体北面外壁の防水シート貼り作業を代表者と被災者の2名で行っていた。棟木付近の防水シート貼りを行っていた際、被災者は、棟木と垂木部の繋ぎ斜材の一部を切り落とすため、のこぎりを取りに足場を降りる途中、足場(幅500mm)上で転倒し、作業床と手摺りの間(450mm)から3.6m下のコンクリート土間に後頭部より墜落した。